

第25期第14回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和6年9月18日(水)午前10時から午前10時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、尾崎賀一、神田靖仁、洒井利博、
櫻井祐次、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、
橋本良子、宮部光夫、渡邊仁 計13名
- 4 欠席委員 榎本重恭、加藤直正、保戸塚武彦 3名
- 5 議 案
 - (1) 農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について (第1号)
 - (2) 特定農地貸付けの承認について (第2号)
 - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第3～10号)
 - (4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第11・12号)
- 6 報 告
 - (1) 農地法第43条第1項の規定による届出の受理について
 - (2) 東京都市計画生産緑地地区の変更について
 - (3) 特定農地貸付けに係る老人クラブ農園の廃止報告書の提出について
 - (4) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

尾崎賀一会長 皆様、おはようございます。第25期第14回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

事務局 ただいまの出席委員数は13名、欠席委員数は3名、欠席の届け出のあった委員は榎本重恭委員、加藤直正委員、保戸塚武彦委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一会長 今回の署名人は、橋本良子委員と宮部光夫委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、荘埜晃一委員は退席をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条第1項(農地の権利移動の制限)に基づく許可について」です。

令和6年8月15日付けで許可申請があった農地の権利移動について、農地法第3条第2項の各号に掲げる不許可事由に該当しないことを確認したので、同条第1項の規定に基づき、下記のとおり所有権の移転を許可する。農地について権利を設定する場合、農地法第3条に基づき農業委員会の許可が必要になります。

【譲受人や譲渡人、土地の所在・地積等について説明】

別冊資料のインデックス1をお開きください。農地法第3条(農地の権利移動の制限)についてです。

1の(1)対象となる行為は所有権の移転となりますので、農業委員会の許可が必要となります。農業委員会の許可を得ずにした行為はその効力を生じないというものです。

3 農地法第3条第2項が定める不許可基準です。(1)について、譲受人は農業経営を適切に行っているため、該当しません。(2)(3)についても、該当しません。(4)について、譲受人は常時農業に従事されているため、該当しません。(5)(6)についても該当いたしませんでした。したがって、不許可基準のいずれにも該当しません。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、田中聖晃委員お願いします。

田中聖晃委員 8月26日に事務局2名と調査に行ってきました。
こちらの畑では、サトイモが作付けされ、レモンが植わっております。販売については、庭先販売、JA直売所、飲食店に販売しているとのことですが、境界については全て確認できました。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで庄埜晃一委員にはお戻りいただきます。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「特定農地貸付けの承認について」です。

令和6年8月20日付けで標記の申請があり、特定農地貸付けに関する

る農地法等の特例に関する法律に定める要件に該当することを確認したため、下記のとおり承認する。

別冊資料のインデックス2をお開きください。特定農地貸付けは10a未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型な条件で行われるものです。5年を超えない期間で、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地として貸付けます。本議案は、練馬区老人クラブ農園を開設することに伴う申請です。農業委員会における承認基準は当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること、また、特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適切なものであること、貸付規程に定める事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであることとされています。

【申請者、土地所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号および議案第4号は、耕作の事業に従事する二親等内の親族で、農地法上の同一世帯のため一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号および議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年8月5日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので

証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、宮部光夫委員お願いします。

宮部光夫委員 8月5日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

(1)から(5)の畑は、トウモロコシ、ダイコン、ジャガイモ等季節野菜を作付けしているとのこと。販売は自動販売機での販売、境界につきましては、入口の道路に面した杭は確認できましたが、その他の境界が塀を利用した境界でしたので、次回までにわかりやすく目印をお願いしました。(6)から(9)の畑は、北側半分にハウスが7棟あり、入口2棟のハウスでは、キュウリ、ナス、トマトが作付けされ、販売はJA直売所、自宅での販売とのこと。その他にアスパラ、コマツナ、ホウレンソウ等が作付けされているハウスが2棟、トマトの作付け用に3棟ありました。その南側にオクラ、ナス、キュウリ等が作付けされ、カキ、ウメ、ミカンが数本ずつ植わっておりました。畑は綺麗に管理されていました。境界は東側と北側の道路に面した場所は確認できましたが、西側と南側は一部塀の境界でした。第4号議案の畑はミカンが植わっており、防草シートで覆って管理しておりました。境界は公道と塀の境界でした。その他は問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年8月7日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 8月7日に、保戸塚武彦委員と現地調査に行ってきました。こちらの畑は現在耕運中として、これからブロッコリーを作付けするとのことでした。境界は問題ありませんでした。販売につきましては、市場出荷とのことですので、よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。

令和6年8月26日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎 賀一 会長 それでは、田中聖晃委員お願いします。

田中 聖晃 委員 8月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(3)の畑では、サトイモ、ネギ、ナス等が作付けされ、トマトとキュウリは収穫の後でした。(2)(4)の畑については、ジャガイモ、トウモロコシ、エダマメが収穫された後でした。販売については、庭先販売とのことでした。境界については何点か亡失しているところがありまして、次回までに表示するようにお話ししました。問題はないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎 賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年8月27日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので

証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

8月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は全面に数種類の果樹が植わっており、その間でイモ類や季節の野菜を作付けしている畑です。クリやミカン、数種類のカキ等が植わっており、その間でサトイモやヤツガシラ等のイモ類を始め、季節の野菜としては、キュウリ、トウガラシ、ラッカセイ等が作付けしてあります。その他一部ネギも作付けしてありました。販売につきましては、庭先販売とのことでした。境界はすべて確認できました。よろしくお願ひします。

質問等ございましたらお願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局

議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年8月27日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

8月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑は主にキャベツを出荷しており、畑の9割がキャベツ、
一部ブロッコリーを作付けしております。北西側にハウスが2棟あり、
キュウリ、トマト、ピーマン等の夏野菜を作付けされていまして、
販売は庭先販売、境界は全て確認が取れました。今年はかなり暑く、
キャベツの種まきが遅れてしまい、早生が遅れ苦労しているとのことでした。
よろしくお祈りします。

質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年8月27日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 8月27日に事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑は綺麗に耕運された状態で、これからダイコンなどの秋冬野菜を作付けするとのこと。 (2) (3)の畑は南側にハウスが5棟、北側にハウスが1棟あり、ハウス2棟を使ってイチゴ苗を作付けしており、その他4棟でイチゴの苗に定植をするとのことでした。全部で4000株定植する予定で、全て自宅で販売しているとのこと。境界は全て確認できました。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年8月28日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、井口和喜委員お願いします。

井口和喜委員 8月28日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は大部分をシバが占めており、大変綺麗に管理されてい

ました。露地の一部でサトイモ、ピーマン等が作付けされておりました。作付けされた野菜は全て自家消費とのことでした。境界は全て確認できました。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和6年8月1日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 8月27日に事務局2名と現地調査に行ってきました。

当日、申請者は体調不良のため、申請者のお姉さんが立ち会いました。(1)(2)の畑ではギンナンが約80本、(3)の畑でもギンナンが38本植わっておりました。収穫後は洗浄乾燥して近隣の方に販売しているとのことでした。境界が一部確認できないところがありましたので、杭などで表示していただくようお願いしました。特に問題

ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和6年8月19日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 9月2日に保戸塚武彦委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。

(5)の畑は自作しているところでして、現地はネギやナス等が一部作付けされていて、その他の部分はうなっている状態でした。(1)から(4)(6)については、貸借をしている畑で、農業体験農園として運営しております。(1)から(4)の東側の一部分は自家消費用の野菜等を作付けしているとのことで、冬野菜の準備をしている

ところでした。境界は全て確認できました。販売等はしておらず、
(5)の自作地で作付けした野菜については自家消費のみとのことです。問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。報告事項です。事務局から説明をお願ひします。

事務局 「農地法第43条第1項の規定による届出の受理について」です。

令和6年9月9日に届出のあった標記の件について、「底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の設置について」に基づき専決処分したので、下記の通り報告する。

別冊資料のインデックス7をお開きください。底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の設置についての届出の流れです。平成30年11月16日に、底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設を農地に設置をしても、事前に農業委員会への届出があれば転用にあたらぬという取扱いに農地法が改正されました。設置者から届出書、営農計画書等の届出があり、事務局と担当農業委員で現地調査を行った上で、届出の受理を専決処分いたしました。現在は表の真ん中、総会での報告の部分です。

【届出者、届出に係る農地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、荘埜晃一委員お願いします。

荘埜晃一 委員 9月10日に事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらは区画整理をされた後の現況農地となっております、(1)の畑に1棟、(2)の畑に3棟ハウスを建てる予定とのことです。測量が始まっている状態でしたが、現況農地ということで確認させていただきました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくをお願いします。

つぎに28ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「東京都市計画生産緑地地区の変更について」です。

令和6年8月20日付け6練都第356号にて練馬区長から通知があったので、下記のとおり報告する。

【名称、告示などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくをお願いします。

つぎに34ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「特定農地貸付けに係る農園廃止報告書の提出について」です。
令和6年8月20日付けで、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき練馬区老人クラブ農園の廃止報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。

【廃止する農園の所在、廃止日等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに36ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。
令和6年8月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1 枚目の次第をお願いします。

3 その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局

2点ほど今回配布している資料についてご報告をさせていただきます。先ほど報告事項にありました、農地法第43条第1項の規定による届出について、底面を全面コンクリートということですが、どういったものがそれに当たるかということで、「農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りした場合の取り扱いが見直されました」という資料を配布させていただきました。見直しされた背景や色々な基準が載っておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。もう1点は「生産緑地地区計画図 変更箇所一覧表」になります。こちらも報告事項にありました、生産緑地地区の変更で、変更があった部分や削除された部分、また、新規で追加された地区が載っておりますので、後ほどご確認いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

尾 崎 賀 一 会 長

委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第14回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人